

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和3年9月10日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「環境省が作成して都道府県に対して市町村に対する周知の徹底と指導を求めている『ごみ処理基本計画策定指針』において、環境省が都道府県の『廃棄物処理計画』を市町村の『一般廃棄物処理計画』の上位計画として位置付けている理由と法的根拠が分かる公文書」（以下、「本件公文書」という。）を含む12件の開示請求が行われた。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求のあった12件のうち、本件公文書を含む9件について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分を行い、令和3年9月27日付け環整第714号により請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件公文書の開示請求（以下、「本件請求」という。）に係る処分（以下、「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年10月15日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和4年1月13日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

都道府県が市町村に対して「ごみ処理基本計画策定指針」の周知を徹底して適切な指導を行うためには、同指針において都道府県が定めている「廃棄物処理計画」が市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」の上位計画として位置付けられている

理由と法的根拠を市町村に対して説明しなければならないため。

#### 第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

##### 1 弁明の趣旨

県は本件公文書に該当する文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

##### 2 弁明の内容

ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）では、「廃棄物処理計画と市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係については、法令上は直接関係を有するものではないが、廃棄物処理計画の策定に当たっては、関係市町村の意見を聴くこととされており、両計画は整合性の取れたものとするのが適当である。」とされており、もともと廃棄物処理計画は一般廃棄物処理計画の上位計画として位置づけられていない。

また、県は、環境省から「廃棄物処理計画を一般廃棄物処理計画の上位計画として位置づけている理由と法的根拠が分かる公文書」を取得していない。

県は開示請求に係る公文書を保有していないため、本件処分の内容は妥当である。

#### 第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

ごみ処理基本計画策定指針で示されている「一般廃棄物処理計画と他の計画との関係」図においては、明らかに、都道府県の廃棄物処理計画が市町村の一般廃棄物処理計画の上位計画として位置づけられている。

県は「第四期廃棄物処理計画」において、県の計画を「市町村が定めている一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画」と位置づけており、市町村に対しては「本計画の考え方や目標に即した一般廃棄物処理計画を策定する」ことを求めている。また、県は同計画における「同計画の性格と位置づけ」で、県の廃棄物処理計画を市町村の一般廃棄物処理計画の「上位」に位置づけている。従って、沖縄県の市町村は県が定めている廃棄物処理計画を無視して一般廃棄物処理計画を策定することはできないことになる。

#### 第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

##### 1 各計画の性格と関係性について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定により、「都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」とされ、同法第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」とされている。

(1) ごみ処理基本計画策定指針における一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

環境省が策定したごみ処理基本計画策定指針では、「一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。」とし、また、「一般廃棄物処理計画は、市町村が策定するものであるが、特に市町村の区域を越えて広域的な処理の計画の策定等を必要とする場合においては、関係市町村からの要請等に応じて、都道府県は廃棄物処理計画に基づき技術的援助を適宜行いながら、市町村間の調整に協力すべきである。」としている。

なお、「廃棄物処理計画と市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係については、法令上は直接関係を有するものではないが、廃棄物処理計画の策定に当たっては、関係市町村の意見を聴くこととされており、両計画は整合性の取れたものとするのが適当である。」としている。

## (2) 沖縄県廃棄物処理計画の性格と位置付け

第四期沖縄県廃棄物処理計画（以下、「第四期計画」という。）では、第四期計画を「本県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、県民、事業者、及び行政が一体となって取り組みを進めるための指針となるもの」とし、また、「県が定めた上位計画である沖縄県環境基本計画や廃棄物に関連する各種計画との整合性を保ちつつ推進するもの」としている。

併せて、第四期計画は、「市町村が定める一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画」としている。

さらに、第四期計画では、市町村は、廃棄物処理計画の考え方や目的に即した一般廃棄物処理計画を策定するとともに、毎年度のごみ処理実績等を県へ報告することとし、県は、当該報告を基に本計画で定めた一般廃棄物に係る目標の進捗状況や各種施策の効果等を把握するため、これまで以上に市町村との情報交換を密接に行うこととしている。

なお、第四期計画の後継となる第五期沖縄県廃棄物処理計画においても、県の廃棄物処理計画と市町村の一般廃棄物処理計画の関係は、基本的に第四期計画の内容と同様となっている。

## 2 本件請求文書の存否について

審査会において上記国の指針及び県の計画を確認したところ、廃棄物処理計画を一般廃棄物処理計画の上位計画と位置付けている記述は確認できなかった。さらに、実施機関に対し、本件請求に関する廃棄物処理計画が一般廃棄物処理計画の上位計画として位置付けられている文書の有無について確認したところ、もともと廃棄物処理計画は一般廃棄物処理計画の上位計画として位置付けられておらず、対象文書を保有していないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月21日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和5年3月16日	審議（第342回）
令和5年4月19日	審議（第343回）